

項番	提出書類	チェック	提出方法	備考
1. 計算書類等の届出	① 現況報告書 (令和3年4月1日現在)		財務諸表等電子開示システムで「入力シート」をダウンロードし、必要事項を入力して届出を行う	「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の一部改正について（平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局長等連名通知）に記載要領がありますのでご確認ください。※1
	② 計算書類 (貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書)			社会福祉法人会計基準や各法人の経理規程等に基づき作成している当該書類や注記等を入力してください。
	③ 財産目録			
	④ 社会福祉充実残額算定シート			
	⑤ 定款		財務諸表等電子開示システムでファイルを保存して届出を行う	
	⑥ 計算書類の附属明細書			社会福祉法人会計基準や各法人の経理規程等に基づき作成しているもの。
	⑦ 事業報告			法人の状況に関する重要な事項等について記載。
	⑧ 事業報告の附属明細書			事業報告書の内容を補足する重要な事項について記載。様式は任意。
	⑨ 監査報告			理事長宛てのもの。 ※市長宛てでは作成不要
	⑩ 役員等名簿 (評議員・理事・監事)			理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿。
	⑪ 報酬等の支給の基準を記載した書類 (評議員会で承認されたもの)			評議員及び役員の報酬等についての支給基準。 定款で「無報酬」と定めている場合は作成不要。
	⑫ 事業計画書			
	⑬ 会計監査報告等			さいたま市福祉総務課へ紙媒体又は電子データで提出
2. 社会福祉充実計画承認申請 (社会福祉充実残額が生じた場合のみ)	① 社会福祉充実計画の承認申請について		さいたま市福祉総務課へ紙媒体で提出	「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け厚生労働省社会・援護局長等連名通知）別紙4 ※1
	② 社会福祉充実計画			「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け厚生労働省社会・援護局長等連名通知）別紙1 ※1
	③ 評議員会議事録 (写し・原本証明)			当該計画を承認したときの評議員会
	④ 公認会計士等による手続実施結果報告書			「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日付け厚生労働省社会・援護局長等連名通知）別紙2 ※1
	⑤ 算定根拠 (残額算定シート、別添財産目録等)			財務諸表等入力シートの入力内容を印刷
	⑥ 計画内容を補足する参考資料			

※1： 厚生労働省からの通知はこちらにまとめられております。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>